

ばんしんビジネスインターネットバンキングサービス利用規定

第1条 ばんしんビジネスインターネットバンキング取引

1. ばんしんビジネスインターネットバンキングの内容

(1) ばんしんビジネスインターネットバンキング(以下「本サービス」といいます。)とは、ご契約者(以下「お客様」といいます。)が、当金庫所定のブラウザ(インターネットホームページの検索・閲覧用ソフト)付きの本サービス対応パーソナルコンピューター等(以下「パソコン」といいます。)を利用し、インターネットを通じて、資金移動(振込・振替手続き等)、口座情報の照会、伝送サービス(総合・給与振込、口座振替)や当金庫所定の取引依頼を行い、当金庫がその手続を行うサービスをいいます。ただし、当金庫は、その裁量により、本サービスの対象となる取引を、お客様に事前に通知することなく変更する場合があります。なお、サービスの種類については当金庫が別途定めるものとします。

(2) お客様は、お客様の安全確保のために当金庫が採用しているセキュリティ措置、本利用規定に示したパスワードの不正使用などによるリスク発生の可能性および本利用規定の内容について十分に理解したうえで、自らの判断と責任において、本サービスを利用するものとします。

2. 利用資格者

本利用規定に同意し、かつ当金庫本支店にお客様本人名義の預金口座を開設しているお客様で、当金庫が申込を承諾した方を本サービスの利用資格者とします。

3. 契約の成立

本サービスの利用に関するお客様と当金庫との間の契約(以下「本契約」といいます)は、当金庫所定の方法によるお客様の申込みに基づき、当金庫が申込みを適当と判断し、承諾した場合に成立するものとします。

4. 使用できるパソコン

本サービスの利用に際して使用できるパソコンは、当金庫所定のものに限りします。

5. 本サービスの取扱時間

本サービスの取扱日・取扱時間は、当金庫が別途定めるものとします。ただし、当金庫は、取扱日・取扱時間をお客様に事前に通知することなく変更する場合があります。また、取扱時間は、本サービスの対象となる取引により異なる場合があります。

6. 取扱手数料等

(1) 基本手数料(消費税含む)

本サービスの利用にあたっては、当金庫所定の基本手数料をいただきます。なお、基本手数料の計算期間が1ヶ月に満たない場合であっても、1ヶ月分の金額全額をお支払いいただきます。

(2) 振込手数料(消費税含む)

本サービスの利用にあたっては、振込・振替を依頼する場合、伝送サービス(総合・給与振込)を利用する場合において、前号の基本手数料のほか、当金庫所定の振込手数料をお支払いいただきます。

(3) 当金庫は振込資金、基本手数料および振込手数料を普通預金規定(総合口座取引規定を含みます)および当座勘定規定にかかわらず、通帳・払戻請求書・キャッシュカードまたは当座小切手の提出を受けることなしに、お客様の指定する本サービス利用口座(支払指定口座)より、当金庫所定の日に自動的に引落とします。なお、当金庫は、基本手数料および振込手数料をお客様に事前に通知することなく変更する場合があります。

(4) 本サービス利用時の通信料金およびプロバイダの利用料は、お客様のご負担となります。

7. 申込口座等の登録

本サービスの利用には、当金庫所定の書面(以下「申込書」といいます。)により、あらかじめ申込口座(照会対象口座・支払指定口座)とパスワード等の登録申込が必要となります。なお、申込口座の中から一つの口座を「代表口座」として届出ていただきます。

8. 取扱対象口座

本サービスの利用可能な口座は、次の種目に限定します。

- (1) 普通預金(総合口座普通預金を含みます)
- (2) 当座預金

第2条 ログインID・パスワードの管理、電子証明書(第3条1項(2)で定める電子証明書方式の場合)の管理、ワンタイムパスワード、セキュリティ等

1. パスワードの管理

- (1)「ログインID」、「ログインパスワード」、「確認パスワード」(以下これらを含めて「パスワード」といいます。)は、お客様自身の責任において厳重に管理するものとし、第三者(当金庫職員を含む)に教えたり、容易に漏洩するような方法で書き残さないでください。なお、当金庫職員からお客様にパスワードを直接お尋ねすることはありません。
- (2)パスワードは重要な情報です。お客様がパスワードを指定する場合は、当金庫所定の文字数を指定してください。また、パスワードの指定にあたっては、お客様の責任において適切な番号を指定してください。それらの番号の指定や管理状況について当金庫は責任を負いません。
- (3)パスワードを失念した場合において、本サービスを引続き利用する場合は、当金庫所定の手続を行ってください。
- (4)パスワードについて、盗用・不正使用その他の恐れがある場合は、速やかに本サービスの一時停止を当金庫所定の書面によって代表口座の所属店に届出てください。この届出を受けたときは、本サービスの一時停止の措置を講じます。この場合は、申込書によりサービスの解約を届出いただいたうえで、再度、本サービスの申込手続を行っていただくことになります。
- (5)前号の届出の前に、お客様から本サービスを一時停止する旨の電話による通知があった場合にも、本サービスにおいて一時停止の措置を講じます。なお、この場合も速やかに書面によって代表口座の所属店に届出てください。
- (6)本サービスの利用について、届出されたパスワードと異なる入力が連続して行われ当金庫所定の回数に達した場合、そのパスワードは無効となり、本サービスが利用できなくなります。本サービスを再度利用する場合は、当金庫所定の手続を行ってください。

2. パスワードの変更

お客様はパソコンより任意にパスワードの変更を行うことができます。お客様のセキュリティ確保のために定期的にパスワードの変更を行ってください。この場合、当金庫が受信した使用中のパスワードとお客様があらかじめ当金庫に届出ているパスワードが一致した場合には当金庫は正当なお客様からの依頼と認め、新パスワードへの変更を行います。

3. 電子証明書(第3条1項(2)で定める電子証明書方式の場合)の管理

- (1)お客様は「電子証明書方式」を利用する場合、書面にて当金庫へ届出るものとし、お客様自身の責任において電子証明書を厳重に管理するものとします。
- (2)お客様は「電子証明書方式」を利用する場合、当金庫が発行する電子証明書を所定の方法により、お客様のパソコンにインストールするものとします。インストールの際、本条第1項(1)のログインIDが必要となります。なお、ログインIDは電子証明書のインストール時のみに使用します。
- (3)電子証明書は当金庫所定の期間(以下「有効期間」といいます)に限り有効です。本サービスを継続して利用するためには、有効期間が満了する前に当金庫所定の方法により電子証明書の更新を行う必要があります。なお、当金庫はお客様に事前に通知することなく、この電子証明書のバージョンを変更する場合があります。
- (4)本サービスが解約された場合、電子証明書は無効となります。
- (5)電子証明書をインストールしたパソコンを譲渡、破棄する場合、インストールしたパソコンの遺失、盗難、破損などによる電子証明書の紛失、盗難、破損等した場合は、お客様は当金庫所定の方法により届出を行い、電子証明書の失効を申し出るものとします。お客様がこの失効を行わなかった場合、電子証明書の不正使用その他事故が発生しても、それによって生じた損害について当金庫は責任を負いません。新しいパソコンにて電子証明書を利用する場合は、当金庫所定の方法により電子証明書の再発行を受けていただく必要があります。

4. ワンタイムパスワード

- (1)「ワンタイムパスワード」とは、本サービスの利用に際し、当金庫所定の機器(携帯電話等)にダウンロードしたパス

ワード生成機(以下、ソフトウェアトークンといいます。)、または当金庫所定のパスワード生成機(以下、ハードウェアトークンといいます。))を利用して生成・表示された可変的なパスワードをいいます。なお、ソフトウェアトークンとハードウェアトークンはいずれか一つの方法を利用することができます。

- (2) ワンタイムパスワードの利用者は、本サービスをご利用されるお客様に限りです。
- (3) ソフトウェアトークンの利用開始にあたっては、当金庫所定の申込書をご提出後、当金庫の本サービスを利用して、「ソフトウェアトークン発行」手続きを行っていただきます。手続き完了後、当金庫所定の機器(携帯電話等)にワンタイムパスワードを表示させるための基本ソフトウェア(以下「トークンアプリ」といいます)のダウンロードを行い、利用に必要な初期設定を行っていただきます。
- (4) ハードウェアトークンの利用開始にあたっては、当金庫所定の申込書をご提出後、当金庫より送付するハードウェアトークン(到着までに1週間程度)を利用し必要な初期設定を行っていただきます。
- (5) お客様が当金庫の保存するワンタイムパスワードと異なるワンタイムパスワードを当金庫所定の回数連続してご伝達された場合、当金庫はお客様に対する本サービスの利用を停止します。停止後、お客様が再度本サービスをご利用される場合、当金庫所定の手続きを行ってください。
- (6) ソフトウェアトークンの有効期限は、当金庫が定める期限までとします。有効期限が近づいた場合、有効期限更新のお知らせをトークンアプリで通知しますので、当金庫所定の更新処理を行ってください。
- (7) ハードウェアトークンの有効期限は、当金庫が定める期限までとします。当金庫は、ハードウェアトークンの発行を不適切と判断する場合を除き、有効期限が到来する前に当金庫所定の方法によりハードウェアトークンをお客様にご提供させていただきます。当金庫所定の方法により新しいハードウェアトークンへの切替え手続きを行ってください。また、有効期限が到来したハードウェアトークンについては、お客様で破棄してください。
- (8) ワンタイムパスワードの利用は、当事者の一方の都合で、通知によりいつでも解除することができるものとします。この場合、本解除の効力は、ワンタイムパスワードに関するものに限り生じるものとします。なお、お客様からの解除の通知は、当金庫所定の方法によるものとします。また、本サービスの契約を解約された場合、ワンタイムパスワードの利用も解除されたものとします。
- (9) お客様は、ソフトウェアトークンまたはハードウェアトークンが偽造、変造、盗難、紛失等により他人に不正使用されるおそれが生じたとき、または他人に不正使用されたことを認知したときは、直ちに当金庫所定の方法によって当金庫に届け出るものとします。この届出を受付けた場合、当金庫は直ちにワンタイムパスワードの利用を停止します。なお、届出前に生じた損害については、当金庫は責任を負いません。
- (10) ソフトウェアトークンについて、トークンアプリをダウンロードした当金庫所定の機器(携帯電話等)の機種変更及び破損等によるトークンアプリの再発行をご希望される場合は、当金庫所定の手続きを行ってください。当金庫は、この依頼を受領した後、再発行の手続きを行います。当金庫の再発行の手続き完了後、再度ワンタイムパスワードをご利用される場合は、前項(3)の初期設定が必要となります。
- (11) ハードウェアトークンについて再発行をご希望される場合は、当金庫所定の手続きを行ってください。当金庫は、この依頼を受領した後、再発行の手続きを行います。当金庫の再発行の手続き完了後、再度ワンタイムパスワードをご利用される場合は、前項(4)の初期設定が必要となります。また、紛失及び破損等によるハードウェアトークンの再発行時には当金庫所定の再発行手数料をお支払いいただきます。なお、お客様の責に帰さない故障・破損でハードウェアトークンが使用できなくなった場合に限り、当金庫は無償でハードウェアトークンの交換を行います。

第3条 本人確認

1. 本サービスには、サービスを利用する際の本人確認方法に「ID・パスワード方式」および「電子証明書方式」があります。(1)「ID・パスワード方式」とはログインIDおよびログインパスワードによりお客様ご本人であることを確認する方式です。(2)「電子証明書方式」とは電子証明書およびログインパスワードによりお客様ご本人であることを確認する方式です。
2. お客様は、「ID・パスワード方式」または「電子証明書方式」のいずれか一つの本人確認方法を利用することができます。なお、パソコンの利用環境等により、「電子証明書方式」を利用できない場合があります。
3. 本サービスでは、当金庫に登録されているパスワード、電子証明書との一致の確認、ワンタイムパスワードによる認

証、その他当金庫が定める方法により本人確認(以下この確認を「本人確認」といいます。)を行います。利用に際して必要なパスワード、電子証明書、その他の本人確認方法の規格、設定方法等は当金庫が定めるものとし、当金庫が必要とする場合、変更することができるものとします。

4. お客様がお取引の安全性を確保するため、本人確認方法、パスワード及び電子証明書の変更を行う場合は、当金庫所定の方法により変更が可能となります。当金庫が本規定(当金庫所定事項に定める事項を含みます)に従って本人確認をして処理を実施した場合、パスワード、電子証明書等について不正使用、その他の事故があっても当金庫は当該依頼をお客様の意思に基づく有効なものとして取扱い、また、そのために生じた損害について責任を負いません。

5. 本サービスの利用について届けられたパスワードと異なる入力が続いて行われ、当金庫の任意に定める回数に達した場合、そのパスワードは無効となり、この場合には、すでに依頼済みで当金庫が処理をしていない振込・振替等の依頼は有効に存続するものとします。

第4条 取引の依頼・依頼内容の確定・確認等

1. 本サービスによる取引依頼は、本規定第3条に従った本人確認方法により、お客様が本サービスに必要な事項を当金庫所定の機器操作により、伝達して行うものとします。
2. 当金庫が本サービスによる依頼を受けた場合、お客様に依頼内容の確認画面を表示しますので、その内容が正しい場合には、当金庫所定の機器操作により、確認した旨を当金庫に伝達してください。当金庫が伝達された内容を確認した時点で当該取引の依頼が確定したものとし、当金庫が定めた方法で各取引の手続きを行います。受付完了確認画面で受付完了を確認できなかった場合は「依頼内容照会」機能で確認してください。
3. 本サービスをご利用後は、速やかにパソコン等で照会するか、あるいはご指定の預金通帳に記帳することにより、お取引の内容を確認してください。万一取引内容・残高が依頼内容と異なる場合は、直ちに支払指定口座のある当金庫本支店に連絡してください。
4. 当金庫は、本サービスによる取引内容を、電磁的記録等により相当期間保存します。本サービスによる取引に疑義が生じた場合は、本サービスについての当金庫の電磁的記録等の取引内容を正当なものとして取扱います。
5. 依頼内容が確定した場合は、当金庫は通帳・カードおよび払戻請求書の提出または当座小切手の振出を受けることなく即時に支払指定口座から振込・振替金額を引落としたうえ、当金庫所定の方法により振込・振替の手続きを行います。また、支払指定口座における残高不足等により振込・振替金額の引落としができなかった場合は、当該振込・振替の依頼は取消されたものとして取扱います。
6. 当金庫からのそれぞれの取引受付終了メッセージを受信する前に回線等の障害等により取扱いが中断したと判断し得る場合には、障害回復後に支払指定口座のある当金庫本支店等に受付の有無等をご確認ください。

第5条 取引依頼の不成立

以下の場合、お客様からの取引の依頼はなかったものとして取り扱います。この場合、当金庫はお客様に対して取引依頼が不成立となった旨を通知しませんので、お客様自身で取引の成否を確認するものとします。

①資金の引落とし時において、引落とし金額(手数料、諸費用がある場合はそれらを含みます。)が支払指定口座から払戻することができる金額(当金庫が定める一部の取引については、当座貸越(総合口座取引による貸越を含みます。)を利用できる範囲内の金額を含みます。以下同じです。)を超えるとき。

なお、資金の引落とし日において、支払指定口座からの引落としが複数あり、その引落としの総額が支払指定口座から払出すことができる金額を超える場合は、そのいずれを引落とすかは当金庫の任意とします。

②支払指定口座が解約済のとき。

③お客様より支払指定口座への支払停止の届出であり、それに基づき当金庫が所定の手続きをとったとき。

④当金庫本支店口座への振込において、受取人口座への入金ができない場合。

⑤入金指定口座へ入金できない場合。

⑥差押等やむを得ない事情があり、当金庫が支払いを不適当と認めたとき。

⑦災害・事変、裁判所等公的機関の措置等のやむを得ない事由があったと当金庫が判断したとき。

- ⑧当金庫、または、金融機関の共同システムの運営体が相当の安全対策を講じたにもかかわらず、端末機、通信回線またはコンピューター等に障害が生じたとき。
- ⑨当金庫以外の金融機関の責めに帰すべき事由により取引不可能となったとき。

第6条 照会サービス

1. 照会サービスの内容

- (1)照会サービスとは、お客様からの依頼により、あらかじめ届けられたお客様名義の対象口座について、残高、入出金明細、振込・振替明細等の口座情報を提供するサービスをいいます。
- (2)サービス利用口座の変更および削除については、当金庫所定の書面により届出てください。

2. 返信内容

- (1)返信する残高は、当金庫所定の時間の残高とします。
- (2)返信する入出金明細は、当金庫所定の期間内の入出金明細とします。但し、当金庫はこの所定の期間をお客様に事前に通知することなく変更することがあります。
- (3)返信する振込・振替明細は、お客様が本サービスの振込・振替明細にて依頼した振込・振替の明細とします。

3. 返信内容の変更・取消

照会サービスにより返信済の内容については、振込依頼人からの訂正依頼があった場合等、取引内容に変更または取消が発生する場合があります。その際は、既に返信した内容についても変更が生じることとなりますので、ご了承ください。

第7条 振込・振替サービス

1. 振込・振替サービスの内容

振込・振替サービスとは、お客様からの依頼に基づき、あらかじめ登録された支払指定口座からお客様が依頼の都度指定する金額を引落とし、お客様があらかじめ指定、もしくは依頼の都度指定する当金庫本支店、または当金庫以外の金融機関の国内本支店の預金口座(以下「入金指定口座」といいます。)あてに振込・振替を行うサービスをいいます。

2. 振込と振替の区別

振込と振替の区別は、次の各号の方法で取扱います。

- (1)支払指定口座と入金指定口座が共に当金庫の同一店舗内の場合は、「振替」として取扱います。
- (2)支払指定口座と入金指定口座が異なる当金庫本支店、または当金庫以外の金融機関本支店にある場合、「振込」として取扱います。

3. 限度額

振込・振替サービスによる1回あたりの振込・振替金額はお客様が当金庫宛届出した振込・振替限度額の範囲内とします。なお、1日あたりの振込・振替金額は当金庫所定の取引限度額の範囲内とします。また、当金庫はお客様に事前に通知することなく当金庫所定の取引限度額を変更することがあります。

4. 入金指定口座の事前登録

- (1)お客様のご希望により入金指定口座をあらかじめ登録することができます。この場合、事前に申込をされ、かつ当金庫に登録された口座について利用できます。なお、当金庫所定の登録先数とします。
- (2)前項の場合、入金指定口座ごとに任意の登録番号を指定いただき、振込・振替サービス依頼時の入金先にはこの登録番号を使用します。なお、当金庫以外の金融機関の振込のうち、一部の金融機関宛の振込については、取扱できない場合があります。

5. 振込・振替サービスの依頼

- (1)振込・振替の依頼は当金庫所定の時間内に行ってください。
- (2)お客様があらかじめ当金庫あて登録していない入金指定口座への振込・振替サービス(以下「都度振込」といいます。)の依頼を行う際には、振込先の金融機関・店舗名、預金種目、口座番号、受取人名、振込・振替金額等の所

定事項を所定の手順にしたがって当金庫宛送信してください。なお、当金庫以外の金融機関の振込のうち、一部の金融機関宛の振込については、取扱できない場合があります。

6. 処理指定日の指定方法

- (1) 処理指定日はお客様のパソコン等の端末機から指定の上、振込・振替を依頼してください。この場合、当金庫所定の期間内で処理指定日を指定する取扱が受けられるものとします。なお、当金庫はお客様に事前に通知することなくこの期間を変更することがあります。
- (2) お客様の依頼した先日付の予約取引については、当金庫の所定の日時までは取消を受付けます。ただし、この日時を過ぎての取消はできませんので予めご了承ください。

7. 取消・変更が必要な場合の処理

振込・振替サービス確定後に振込依頼の取消・変更が必要な場合は、支払指定口座のある当金庫本支店（以下「取引店」といいます。）に当金庫所定の依頼書を提出し、組戻等の手続を依頼してください。なお、本サービスを用いた取消・変更手続はできません。

8. 入金指定口座への振込・振替ができない場合の処理

振込・振替サービスの依頼を行った場合において、入金指定口座への入金ができない等の理由により被仕向金融機関から資金の返却があった場合には、支払指定口座に入金させていただきます。なお、その場合でも振込手数料の返却はいたしません。

第8条 伝送サービス

1. 「伝送サービス」とはパソコンなど当金庫所定の端末機を使用するお客様からの依頼に基づき、総合振込、給与（賞与）振込、口座振替各データを伝送するサービス、その他当金庫所定のサービスを行います。（この定めには各サービスの開始時期を含みます。）なお、ご利用については、ばんしんビジネスインターネットバンキング（照会・振込・振替サービス）の契約者の方で、当金庫が申込を承諾した方に限らせていただきます。
2. 伝送されたデータの瑕疵の場合
伝送されたデータに瑕疵がある場合、当金庫に連絡の上、直ちに再送を行うものとします。
3. データの取消又は変更
当金庫はお客様がパスワードにより承認を行ったデータを受信した後においてはデータの取消又は変更を行うことが出来ませんのでご了承ください。
4. データ伝送時限及びサービス時間
「伝送サービス」のデータ伝送時限及び利用時間は当金庫所定の時間内とします。なお、当金庫はこのデータ伝送時限及び利用時間をお客様に事前に通知することなく変更することがあります。

第9条 総合振込（伝送サービス）

1. 総合振込の内容
 - (1) 当金庫はお客様からの依頼による「伝送サービス」を利用した総合振込事務を受託するものとします。
 - (2) 「支払指定口座」は「振込資金及び手数料引落口座」として登録されている普通預金及び当座預金とします。なお、当金庫以外の金融機関の振込のうち、一部の金融機関宛の振込については、取扱できない場合があります。また、振込先として指定できる預金口座は普通預金又は当座預金とします。
 - (3) 振込依頼はあらかじめ指定された日時までに所定の方法（伝送サービス）で行ってください。
 - (4) 当金庫は第8条に定めたデータに基づき、振込手続を行います。
 - (5) 当金庫は振込受取人に対して、入金通知はいたしません。
2. 限度額
総合振込1日当たりの伝送処理依頼限度額は当金庫所定の伝送サービス1日当たり限度額の範囲且つお客様により登録された伝送サービス1日当たり限度額の範囲内とします。なお、当金庫はお客様に事前に通知することなく当金庫所定の伝送サービス1日当たり限度額を変更することがあります。
3. 処理指定日の指定方法

(1) 処理指定日はお客様のパソコン等の端末機から指定して振込・振替を依頼してください。この場合、当金庫所定の期間内で処理指定日を指定する取扱が受けられるものとします。なお、当金庫はお客様に事前に通知することなく期間を変更することがあります。

(2) お客様が依頼した取引については当金庫がデータを受信した後には取消しは出来ませんのでご了承ください。

4. 振込資金・振込手数料の交付等

振込資金・振込手数料は振込指定日の前営業日までに当金庫に交付するものとします。また、残高不足等の理由で引落としが出来ない場合には振込を中止させて頂く場合がございますので予めご了承ください。

5. 取消・変更が必要な場合の処理

総合振込サービスの場合、その確定後に振込依頼の取消・変更が必要な場合は、取引店に当金庫所定の依頼書を提出し、組戻等の手続を依頼してください。なお、本サービスを用いた取消・変更手続はできません。

6. 入金指定口座への振込・振替ができない場合の処理

総合振込サービスの依頼を行った場合において、入金指定口座への入金ができない等の理由により被仕向金融機関から資金の返却があった場合には、支払指定口座に入金させていただきます。なお、その場合でも振込手数料の返却はいたしません。

第10条 給与振込（伝送サービス）

1. 給与振込の内容

(1) 当金庫はお客様からの依頼による「伝送サービス」を利用したお客様が支給する報酬・給与・賞与等（以下「給与」といいます。）の振込事務を受託します。

(2) 「支払指定口座」は「振込資金及び手数料引落口座」として登録されている、普通預金及び当座預金とします。なお、当金庫以外の金融機関の振込のうち、一部の金融機関宛の振込については、取扱できない場合があります。また、振込先として指定できる預金口座は普通預金又は当座預金とします。

(3) 振込依頼はあらかじめ指定された日時までに所定の方法（伝送サービス）で行ってください。

(4) 当金庫は第8条に定めたデータに基づき、振込手続を行います。

(5) 当金庫は振込受取人に対して入金通知は行いません。

(6) 給与振込金の支払開始時期は振込指定日の午前10時とします。

2. 限度額

給与振込各1日当たりの伝送処理依頼限度額は当金庫所定の伝送サービス1日当たり限度額の範囲内且つお客様により登録された伝送サービス1日当たり限度額の範囲内とします。なお、当金庫はお客様に事前に通知することなく当金庫所定の伝送サービス1日当たり限度額を変更することがあります。

3. 処理指定日の指定方法

(1) 処理指定日はお客様のパソコン等の端末機から指定して振込を依頼してください。この場合当金庫所定の期間内で処理指定日を指定する取扱が受けられるものとします。なお、当金庫はお客様に事前に通知することなくこの期間を変更することがあります。

(2) お客様の依頼した取引については当金庫がデータを受信した後には取消しできませんのでご了承ください。

4. 振込資金・振込手数料の交付等

振込資金・振込手数料は振込指定日の前営業日までに当金庫に交付するものとします。また、残高不足等の理由で引落としが出来ない場合には振込を中止させていただく場合や給与振込としてのお取扱いが出来ない場合がございますのでご了承ください。

5. 取消・変更が必要な場合の処理

給与振込サービスの場合、その確定後に振込依頼の取消・変更が必要な場合は、取引店に当金庫所定の依頼書を提出し、組戻等の手続を依頼してください。なお、本サービスを用いた取消・変更手続はできません。

6. 入金指定口座への振込・振替ができない場合の処理

給与振込サービスの依頼を行った場合において、入金指定口座への入金ができない等の理由により被仕向金融機

関から資金の返却があった場合には、支払指定口座に入金させていただきます。なお、その場合でも振込手数料の返却はいたしません。

第11条 口座振替（伝送サービス）

1. 口座振替の内容

- (1) 当金庫はお客様からの依頼による「伝送サービス」を利用した預金口座振替による収納事務を受託します。
- (2) 振替済資金の入金口座は「振込資金及び手数料引落口座」として登録されている、普通預金及び当座預金とします。なお、引落先として指定できる取扱店は、当金庫の本支店とします。
- (3) 口座振替の依頼はあらかじめ指定された日時までに所定の方法（伝送サービス）で行ってください。
- (4) 当金庫は第8条に定めたデータに基づき、口座振替による収納手続を行います。
- (5) 口座振替は、総合振込、給与（賞与）振込サービスの契約が必須となります。

2. 預金口座振替に関する契約書の締結

口座振替を開始するにあたっては、お客様と当金庫との間で「預金口座振替に関する契約書（以下「契約書」といいます。）」の締結が必要となり、事前に当契約の締結が行われたお客様にサービスの提供を行うものとします。また、口座振替の取扱いはこの定めによるものとします。

3. 処理指定日の指定方法

- (1) 処理指定日はお客様のパソコン等の端末機から指定して口座振替を依頼してください。この場合当金庫所定の期間内で処理指定日を指定する取扱が受けられるものとします。なお、当金庫はお客様に事前に通知することなくこの期間を変更することがあります。
- (2) お客様の依頼した取引については当金庫がデータを受信した後は取消しできませんのでご了承ください。

4. 口座振替結果

振替結果はお客様のパソコン等の端末機から指定して口座振替結果を依頼してください。この場合当金庫所定の期間閲覧可能です。なお、当金庫はお客様に事前に通知することなくこの期間を変更することがあります。

5. 口座振替手数料

締結した契約書に基づき別途口座振替手数料をいただきます。

6. 取消・変更が必要な場合の処理

口座振替の場合、その確定後に口座振替依頼の取消・変更が必要な場合は、当金庫所定の依頼書を提出し、処理停止の手続を依頼してください。なお、本サービスを用いた取消・変更手続はできません。

第12条 届出事項の変更等

1. 本サービスに係る印章を失ったとき、または、印章、氏名、住所、電話番号、電子メールアドレス、その他の届出事項に変更があったときは、お客様は直ちに当金庫所定の書面により当該取引店宛に届出てください。この届出の前に生じた損害については、当金庫は責任を負いません。
2. 前項に定める届出事項の変更の届出がなかったために、当金庫からの送信、通知または当金庫が送付する書類等が延着し、または到着しなかった場合は、通常到着すべきときに到着したものとみなします。

第13条 免責事項等

1. 通信手段の障害等

次の各号の事由により本サービスの取扱いに遅延、不達等があっても、これによって生じた損害については、当金庫は責任を負いません。

- (1) 災害・事変、裁判所等公的機関の措置等のやむを得ない事由があったとき
- (2) 当金庫または金融機関の共同システムの運営体が相当の安全策を講じたにもかかわらず、端末機、通信回線またはコンピューター等に障害が生じたとき
- (3) 当金庫以外の金融機関の責に帰すべき事由があったとき

2. 通信経路における安全対策等

- (1) システムの更新または障害時には、サービスを停止させていただく場合がありますが、そのために生じた損害につ

いては、当金庫は責任を負いません。

(2) お客様は、本サービスの利用に際し、インターネット等の通信経路において、盗聴等がなされたことによりお客様のパスワード、電子証明書、取引情報等が漏洩した場合、そのために生じた損害については、当金庫は責任を負いません。また、本サービスで当金庫が講じる安全対策等について了承しているものとみなします。

3. 不正使用、パスワード等

本サービスの提供にあたり、当金庫が所定の確認手続を行ったうえで、送信者を正当なお客様とみなし取扱いを行った場合は、当金庫はパスワード、電子証明書等につき、偽造、変造、盗難または不正使用その他の事故があっても、そのために生じた損害については、当金庫は責任を負いません。

4. 使用機器、動作環境等

本サービスで使用する機器が正常に稼働する環境については、お客様の責任において確保してください。当金庫は、当契約により使用機器が正常に稼働することについて保証するものではありません。万一、パソコン等の使用機器が正常に稼働しなかったことにより取引が成立しない、または成立した場合、そのために生じた損害について当金庫は責任を負いません。

5. 印鑑照合

当金庫が書類に使用された印影を届出の印鑑と相当の注意をもって照合し、相違ないものとして取扱いを行った場合は、それらの書面につき偽造、変造、盗用その他の事故があっても、そのために生じた損害については、当金庫は一切責任を負いません。

第14条 解約

1. 都合解約

本サービス契約は、当事者の一方の都合により、いつでも解約することができます。なお、当金庫に対するお客様からの解約の通知は、所定の書面を提出するものとします。また、解約の届出は、当金庫の解約手続が終了した後に有効となります。解約手続終了前に生じた損害等については、当金庫は責任を負いません。

2. 代表口座の解約

代表口座が解約されたときは、本契約は全て解約されたものとみなします。プロバイダとの契約を解約された場合は、直ちに本契約を解約する手続きを行ってください。

3. サービスの利用停止

お客様に以下の各号の事由がひとつでも生じたときは、当金庫はいつでも、お客様に事前に通知することなく本サービスの全部または一部の利用を停止することができるものとします。ただし、当金庫はこの規定により、お客様に対して一時停止措置義務を負うものではありません。また、利用停止措置により生じた損害について当金庫は責任を負いません。

(1) 1年以上にわたり本サービスの利用がない場合

(2) お客様が当金庫との取引約定に違反した場合

(3) 不正に使用されるおそれがあると当金庫が判断した場合

(4) その他、当金庫がお客様に対する本サービスの利用停止を必要とする相当の事由が生じた場合

4. サービスの強制解約

お客様に以下の各号の事由がひとつでも生じたときは、当金庫はいつでも、本契約を解約することができるものとします。この場合、お客様への通知の到着のいかんにかかわらず、当金庫が解約の通知を連絡先にあてて発信したときに本契約は解約されたものとします。

(1) 利用資格者が本サービスで発生した手数料を支払わなかったとき

(2) 住所変更の届出を怠るなどにより、当金庫においてお客様の所在が不明となったとき

(3) 手形交換所の取引停止処分を受けたとき

(4) 相続の開始があったとき

(5) 2年以上にわたり本サービスの利用がない場合

- (6)本サービス規定に違反する等、当金庫がサービスの中止を必要とする相当の事由が発生したとき
- (7)支払停止または破産、民事再生手続開始、会社更生手続開始、会社整理開始もしくは特別清算開始その他、今後施行される倒産処理法に基づく倒産手続開始の申立があったとき、あるいはお客様の財産について仮差押え、保全差押え、差押えまたは競売手続の開始があったとき
- (8)解散、その他営業活動を休止したとき
- (9)当金庫への本規定に基づく届出事項について、虚偽の事項を通知したことが判明したとき
- (10)パスワード、電子証明書等の本人確認情報を不正に使用したとき
- (11)本サービスがマネー・ローンダリングやテロ資金供与等を使用されているおそれがあると当金庫が判断したとき。

5. 解約の通知

当金庫が解約の通知を届出の住所にあてて発信した場合に、その通知がお客様の受領拒否、転居先不明等の理由によりお客様に到着しなかったときは、通常到達すべきときに到達したものとみなします。

第15条 規定の変更等

当金庫は、本規定の内容を、任意に変更できるものとします。変更内容は、当金庫ホームページでの表示、店頭での表示その他相当の当金庫所定の方法で公表するものとし、当金庫は、公表の際に定める相当の期間を経過した日以降は、変更後の内容に従い取り扱うこととします。

なお、当金庫の責めによる場合を除き、当金庫の任意の変更によって損害が生じたとしても、当金庫は一切責任を負いません。

第16条 規定等の準用

本契約に定めのない事項については、各サービス利用口座にかかる各種規定、普通預金規定、総合口座取引規定、各サービス利用口座にかかる各種カード規定、振込規定ならびに当座勘定規定およびカードローン契約規定書、当座勘定貸越約定書等により取扱います。これらの規定と本規定との間に齟齬がある場合、本サービスに関しては本規定が優先的に適用されるものとします。

第17条 期間

本契約の当初契約期間は、契約日から起算して1年間とし、特に、お客様または当金庫から書面による申出のない限り、契約期間満了日の翌日から更に1年間継続されるものとし、以降も同様とします。

第18条 準拠法・合意管轄

本契約の契約準拠法は日本法とします。本契約に基づく諸取引に関して訴訟の必要が生じた場合の管轄裁判所は、当金庫の所在地を管轄する裁判所とします。

第19条 譲渡・質入・貸与の禁止

本取引に基づくお客様の権利は、当金庫の承諾なしに第三者へ譲渡・質入・貸与等することができません。

第20条 海外からのご利用について

本サービスは原則として日本国内からのご利用に限るものとし、お客様が日本国外において本契約に基づく諸取引を行ったことにより生じた損害については、当金庫は責任を負いません。また、お客様は海外からのご利用については、各国の法令、通信事情、その他の事由により本サービスの全部または一部をご利用いただけない場合があることに同意するものとします。

第21条 通知手段

お客様は、当金庫からの通知・確認・ご案内等の手段として、当金庫ホームページへの掲示、電子メール等が利用されることに同意するものとします。

第22条 パスワード等の機械登録

本サービスに係るパスワード等について申込日(変更の場合は変更のご依頼日)から6ヶ月を経過する日までに異議の申し出がない場合は、申込書どおり正しく機械登録されたものとさせていただきます。

第23条 取引店の変更

取引店をお客様の都合で変更する場合、本規定に基づく契約は解約となりますので、取引店の変更後も本サービスを

利用していただく場合には、変更後の取引店の当該口座にて新たな契約の手続きを行ってください。

第24条 サービスの休止

当金庫は、システムの維持、安全性の維持、その他必要な事由がある場合には、本規定に基づくサービスを休止することが出来ます。この休止の時期および内容については、当金庫のホームページその他の方法によりお知らせします。

第25条 サービスの廃止

本サービスで実施しているサービスの全部または一部について、当金庫はお客様に事前に通知することなく廃止する場合があります。なお、サービスの廃止時には本規定を変更する場合があります。

第26条 サービスの追加

本サービスに今後追加されるサービスについて、お客様は新たな申込なしに利用できるものとします。ただし、当金庫が指定する一部のサービスについてはこの限りではありません。なお、サービス追加時には、本規定を追加・変更する場合があります。

第27条 料金等払込みサービス「Pay-easy（ペイジー）」

1. 料金等払込みサービス「Pay-easy（ペイジー）」（以下「料金等払込み」といいます。）は、当金庫所定の収納機関に対し、税金、手数料、料金等（以下「料金等」といいます。）の払込みを行うため、お客様がお客様の端末機より当金庫のビジネスインターネットバンキングを利用して、払込資金をビジネスインターネットバンキングにかかるお客様の預金口座から引き落とす（総合口座取引規定およびローンカード規定に基づき当座貸越により引き落とす場合を含みます。以下同じです。）ことにより、料金等の払込みを行う取扱いをいいます。
2. 料金等払込みをするときは、当金庫が定める方法および操作手順に従ってください。
3. お客様の端末機において、収納機関から通知された収納機関番号、お客様番号（納付番号）、確認番号その他当金庫所定の事項を正確に入力して、収納機関に対する納付情報または請求情報の照会を当金庫に依頼してください。但し、お客様が収納機関のホームページ等において、納付情報または請求情報を確認したうえで料金等の支払方法として料金等払込みを選択した場合は、この限りではなく、当該請求情報または納付情報が当金庫のビジネスインターネットバンキングに引き継がれます。
4. 前項本文の照会または前項但書の引継ぎの結果としてお客様の端末機の画面に表示される納付情報または請求情報を確認したうえで、利用者の口座番号、パスワードその他当金庫所定の事項を正確に入力してください。
5. 当金庫で受信したお客様の口座番号およびパスワードと届出のお客様の口座番号およびパスワードとの一致を確認した場合は、お客様の端末機の画面に申ししようとする内容が表示されますので、お客様はその内容を確認のうえ、当金庫所定の方法で料金等払込みの申込みを行ってください。
6. 料金等払込みにかかる契約は、当金庫がコンピュータ・システムにより申込内容を確認して払込資金を預金口座から引き落とした時に成立するものとします。
7. 次の場合には料金等払込みを行うことができません。
 - (1) 停電、故障等により取り扱いできない場合
 - (2) 申込内容に基づく払込金額に当金庫所定の利用手数料を加えた金額が、手続時点においてお客様の口座より払い戻すことのできる金額（当座貸越契約があるときは貸越可能残高を含みます。）を超える場合
 - (3) 1日あたりのまたは1回あたりの利用金額が、当金庫の定めた範囲を超える場合
 - (4) お客様の口座が解約済みの場合
 - (5) お客様の口座に関して支払停止の届出があり、それに基づき当金庫が所定の手続を行った場合
 - (6) 差押等やむを得ない事情があり当金庫が不適当と認めた場合
 - (7) 収納機関から納付情報または請求情報についての所定の確認ができない場合
 - (8) 当金庫所定の回数を超過してパスワードを誤ってお客様の端末機に入力した場合
 - (9) その他当金庫が必要と認めた場合
8. 料金等払込みにかかるサービスの利用時間は、当金庫が定める利用時間内としますが、収納機関の利用時間の変動等により、当金庫の定める利用時間内でも利用ができないことがあります。

9. 料金等払込みにかかる契約が成立した後は、料金等払込みの申込みを撤回することができません。
10. 当金庫は、料金等払込みにかかる領収書(領収証書)を発行いたしません。収納機関の納付情報または請求情報の内容、収納機関での収納手続きの結果等その他収納等に関する照会については、収納機関に直接お問い合わせください。
11. 収納機関の連絡により、料金等払込みが取り消されることがあります。
12. 当金庫または収納機関所定の回数を超えて、所定の項目の入力を誤った場合は、料金等払込みの利用が停止されることがあります。料金等払込みサービスの利用を再開するには、必要に応じて当金庫または収納機関所定の手続を行ってください。
13. 料金等払込みにかかるサービスの利用にあたっては、当金庫所定の利用手数料を支払っていただくことがあります。
14. 前号の利用手数料は、利用者の指定する口座から、通帳および払戻請求書の提出なしで引き落とされるものとします。

以 上

2020年4月1日 現在